

埼玉県競輪事業検討委員会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

(1) 会場での傍聴

ア 委員会の傍聴を希望する場合は、委員会の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、検討委員会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って委員会の会場に入室してください。

イ 傍聴の受付は、開会の30分前から開始し、定員になり次第、受付を終了します。なお、受付開始時点において定員を超えている場合は抽選となります。ただし、報道関係者は別枠とします。

(2) オンラインでの傍聴

ア 会議の傍聴を希望する方は、事務局の指定する期日までに別添「オンライン傍聴申込書」により事務局まで申し込みをしてください。

イ 傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

ウ 傍聴者は、会議開催時刻になりましたら別途案内される傍聴用URLから傍聴してください。

エ インターネット回線や視聴に必要な設備等は御自身で準備してください。

なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要があります。

(ア) 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。

(イ) 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。

(ウ) パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

2 委員会の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 委員会を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、発言できません。委員会を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

(1) 会場での傍聴

ア 委員会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

イ 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

ウ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

エ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道関係者による会議冒頭の写真撮影等は認めます。

オ 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

カ その他会場の秩序を乱し、委員会の支障となる行為をしないこと。

(2) オンラインでの傍聴

- ア 傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないこと。
- イ 他の者を代理で傍聴させないこと。
- ウ 他者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。
- エ 会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。
- オ 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- カ その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

4 オンラインで傍聴する場合のその他事項

- (1) 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性があります。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、委員会はその責を負いませんので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

附則

この要領は、令和3年5月24日から施行する。

附則

この要領は、令和5年8月24日から施行する。

附則

この要領は、令和8年3月5日から施行する。